

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続開始について公告する。

平成 2 8 年 8 月 2 3 日

別府市長 長 野 恭 紘

1 業務に関する事項

(1) 業務名

別府市汚泥再処理センター(仮称)建設工事に伴う設計・施工監理委託業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 3 1 年 3 月 1 5 日まで

(3) 業務の内容

ア 設計監理業務

イ 施工監理業務

ウ 事務補助業務

※詳細については、「別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事に伴う設計・施工監理委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)」を参照。

2 委託金額

限度額 6 7, 5 4 9 千円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示(昭和 6 0 年別府市告示第 2 6 9 号)により土木コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号)による建設コンサルタントの「下水道部門」及び「廃棄物部門」の登録を有すること。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和 6 0 年別府市告示第 7 6 号。以下「指名停止等措置要領」という。)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

- (5) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 沖縄県を除く九州管内に本店又は別府市との契約について委任を受けた支店等があること。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (10) 地方公共団体等が発注した循環型社会形成推進交付金又は廃棄物処理施設整備費国庫補助金による汚泥再生処理センター建設工事（新設工事に限る。）に係る設計・施工監理委託業務の元請けとして、履行実績を有する者であること。
- (11) 次に掲げる条件を満たす技術者を選任できること。

なお、配置予定技術者は、応募の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。ただし、配置予定技術者の兼務は認めない。

ア 管理技術者 1名

技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の登録（総合技術監理部門の「衛生工学 - 廃棄物管理」又は衛生工学部門の「廃棄物管理」）を受けている者

イ 照査技術者 1名

技術士法に基づく下記のいずれかの技術士の登録を受けている者

(ア) 総合技術監理部門の「衛生工学 - 廃棄物管理」

(イ) 総合技術監理部門の「上下水道 - 下水道」

(ウ) 衛生工学部門の「廃棄物管理」

(エ) 上下水道部門の「下水道」

ウ 担当技術者(プラント機械) 1名

技術士法に基づく技術士の登録（衛生工学部門の「廃棄物管理」）を受けている者又は一級管工事施工管理技士の資格を有する者

エ 担当技術者(プラント電気・計装) 1名

技術士法に基づく技術士の登録（電気電子部門の「電気設備」）を受けている者、一級電気工事施工管理技士又は第3種以上の電気主任技術者の資格を有する者

オ 担当技術者(土木建築) 2名

一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

4 手続き等

(1) 事務局、問合せ先

別府市生活環境部環境課 し尿処理場春木苑

住 所：大分県別府市大字北石垣字祝保1200番

(大分県別府市中須賀東町9組)

TEL：0977-66-1831

FAX：0977-66-6544

E-mail：odeisaisei_team10@city.beppu.oita.jp

(2) 募集要領等の配布

募集要領等の配布を次のとおり行う。

また、当市のホームページからもダウンロードすることができる。

URL：http://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku/odeisyori.html

ア 配布日

平成28年8月24日(水)から平成28年9月1日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

事務局とする。

ウ 配布資料

(ア) 別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事に伴う設計・施工監理委託業務プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)

(イ) 仕様書

(ウ) 様式集

(3) 参加申込書の提出

ア 提出期限 平成28年9月2日(金)午前9時から午後3時まで(厳守)

イ 提出先 事務局とする。

ウ 提出方法 持参とする。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、平成28年9月6日(火)までに電子メールにて通知する。

(5) 技術提案書等の提出

ア 提出期限 平成28年9月14日(水)午前9時から午後3時まで(厳守)

イ 提出先 事務局とする。

ウ 提出方法 持参とする。

(6) ヒアリングの実施

ア 日時、場所：平成28年9月下旬頃

※日時、場所については、別途通知する。

5 プロポーザルの審査方法等

- (1) 審査は、別府市汚泥再生処理センター(建設工事)に伴う設計・施工監理委託業務事業者選定委員会(以下「委員会」という。)で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- (2) 技術提案書及びヒアリングの内容を審査のうえ、評価得点の最も高い提案者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。
- (3) 本業務の参加者が1者であっても、プロポーザルの審査を行い、最優秀提案者を決定する。
- (4) ヒアリング終了後、提出された見積書を開封するものとする。

6 審査結果

当市は、最優秀提案者を決定した後、審査結果を速やかにホームページに公表するとともに、その結果を最優秀提案者に通知する。

7 契約手続

- (1) 最優秀提案者は、本委託業務契約に係る優先交渉権を有する。
- (2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- (3) 契約交渉により当市との合意に至った場合は、随意契約を行う。

8 支払条件

平成28年度

前払金 有(1回) 出来高予定額の30%以内

部分払 有(1回)

平成29年度

前払金 有(1回) 出来高予定額の30%以内

部分払 有(1回)

平成30年度

前払金 有(1回) 出来高予定額の30%以内

部分払 無

9 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合
- (2) 著しく信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 見積書に記載された金額が、限度額を超えている場合
- (4) ヒアリングに出席しない場合
- (5) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- (6) 期限を過ぎて書類が提出された場合
- (7) その他、募集要領に違反した場合

10 その他

- (1) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 免除する。
- (4) 提案書類等の作成経費やヒアリング等に要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) 本業務に係る本体工事「別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事」の請負契約が平成28年第3回別府市議会において議決が得られない場合は、当該ヒアリングを延期、又は中止する。
- (6) 詳細は、募集要領による。